

外国人の人権尊重に関する実践事例

1. 基本情報

○都道府県名及び市町村名

埼玉県熊谷市

○学校名

熊谷市立石原小学校

○学校のURL

<http://www.kumagaya-ishiwara-e.ed.jp>

2. 学校紹介

○学級数

【通常の学級】 1～3年各4学級、4～6年各3学級 【特別支援学級】 3学級、
【合計】 24学級

○児童生徒数

【全児童生徒数】 733人（平成28年11月1日現在）
（内訳：1年生139人、2年生131人、3年生125人、4年生110人、
5年生107人、6年生112人、特別支援学級9人）

○人権教育開発推進事業、人権教育研究推進事業実績（実施年度及び事業の別）

特記事項なし

○学校の教育目標、人権教育に関する目標など

【学校の教育目標】

「健康でがんばる子」「すすんで学ぶ子」「仲よく助け合う子」

【人権教育に関する目標】

人権意識を高め、人権について正しく理解し、様々な人権問題を解決しようとする児童を育てる。

○人権教育に係る取組一口メモ

授業や体験的学習を通して、共生の心をもち、人権感覚を働かせることのできる児童を育てる。

○人権教育にかかる取組の全体概要

- ・ 各教科、道徳、総合的な学習の時間の指導目標と人権教育の年間指導計画を生かした指導を行う。
- ・ 社会奉仕体験活動、自然体験活動、勤労生産活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者との交流を推進する。

【人権週間の取組】（11月28日～12月9日）

- 全校朝会で学校長による人権に関わる講話を聞く。

- 人権に関わる授業の実施
 - ・ 人権擁護委員による人権教室の実施
 - ・ 1年生：紙芝居を視聴
 - ・ 3年生：DVD「プレゼント」を視聴
 - ・ 6年生：DVDアニメ「めぐみ」を視聴
 - ・ 全学年：人権感覚育成プログラムの活用
人権教育啓発冊子「たねをまこう」の活用
 - ・ 人権標語の作成



人権教室の様子

3. 実践事例の内容

1 取組のねらい、目的

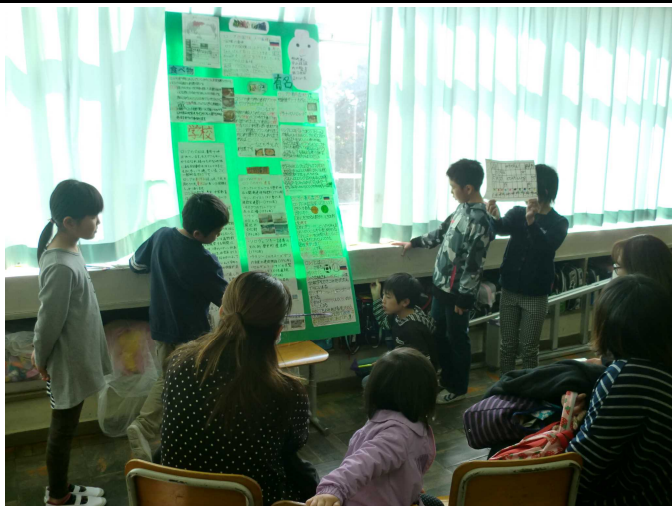
在日韓国・朝鮮人をはじめ日本に在住する東アジア諸国の人々に対する民族的偏見や差別がなお残存しており、近年、新たに在住するようになった中南米諸国などの人々に対する偏見や差別が生じている。これらの課題解決のため、児童の発達段階を踏まえながら、在日韓国・朝鮮人や日本に在住する東アジア諸国の人々に関わる歴史的経緯や社会的背景をはじめ、外国の方についての認識を深めさせることが必要である。そして、外国の方に関わる人権問題についての学習などを通して、偏見や差別の不当性についての認識を深めさせ、差別を積極的になくしていこうとする意欲や態度を身に付けさせることが重要である。

学校においては、国籍や民族の「違い」を認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し尊重する共生の心を育成し、すべての児童に自国の文化や歴史を尊重する態度を培うとともに、多様な文化を持った人々とともに生きていく異文化間コミュニケーション能力を育成するなど、外国の方と豊かに共生していくための資質や技能を身に付けさせる。

2 取組の内容

(1) 5年総合的な学習の時間 国際理解：「知ろう、ふれよう、仲よくなろう」
内容：

- ・ 外国の文化を知り、日本の文化や伝統と比べながら、お互いのよさをたくさん学び、視野を広げていくことをねらいとする。
- ・ 外国で暮らしたことがある方や外国の方を招いて話を聞いたりインタビューをしたりして課題を決定する。
- ・ 興味・関心のある国を選択し、グループごとに課題について調べ解決していく。
- ・ 調べてまとめたことを、授業参観のときに、保護者向けに発表する。



「知ろう、ふれよう、仲よくなろう」グループ発表

(2) 6年社会科 「世界の中の日本」

内容：

韓国をはじめ日本と結びつきが強い国々の人々の生活の様子や、歴史や文化、習慣などの観点から多面的に考え、適切にまとめる。また、ともに生きていくためには、異なる文化や習慣を理解しあうことが大切であることについて考え、適切に表現する。

4. 実施する際に生じた課題及びその解決策

本校では、現在外国籍の児童が8名（内訳：中国籍4名・モンゴル籍1名・パキスタン籍1名・カンボジア籍1名・ペルー籍1名）在籍している。また児童は日本国籍であるものの、保護者が外国籍である者も数名いる。児童の中には、偏見をもったり差別をしたりしてしまう児童も見られ、外国籍の保護者から「心ない言葉によって傷ついてしまうので差別をしないよう学校で指導をしてほしい。」といった事例もあった。今後、児童に対し人権意識や人権感覚を磨き「差別に気付く、差別をしない、差別を許さない」といった態度を育成する必要がある。そのためには、外国の方の生活習慣等を理解・尊重するとともに、言葉や文化・習慣等の多様性を認め、お互いの人権に配慮した行動をとる心情や態度を育むように教師が児童に対し意図的に働きかける。

【解決策】

○手立て1 「道徳の見える化」の推進

研究課題「豊かな心をもち、実践できる石原っ子の育成」

一心に響く道徳の時間と学び合いのある授業をとおしてー

- ・価値「外国の人々や文化を大切にする心」の内面化、実践意欲→外国の方との交流活動やふれ合いをとおして、外国の方や文化を大切にしようとする実践的態度を身に付ける。

○手立て2 総合的な学習の時間での交流活動

熊谷市は、2019年のラグビーワールドカップの会場となり、様々な外国の方々が熊谷市を訪れることになる。更に2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される。そこで「くまがやラグビー・オリパラプロジェクト」を、総合的な学習の時間に新単元として導入する。

【単元例】

① パラリンピックブームをおこそう

- ・車いす体験、アイマスク体験
- ・障害のある方の講話、意見交流
- ・パラリンピック開催時のボランティアの在り方

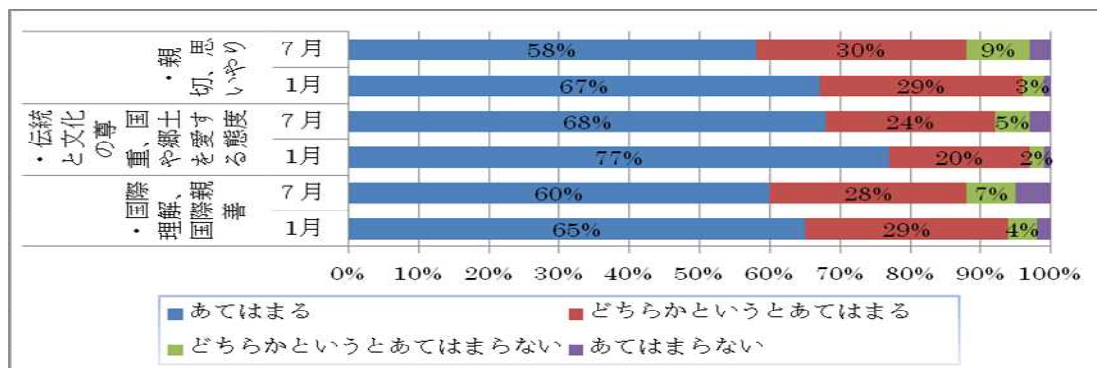
② ラグビーグッズを開発しよう

- ・熊谷市のPRを盛り込む（文化、食など）
- ・プレゼン資料を作成する。
- ・外国の方におもてなしの準備をする。

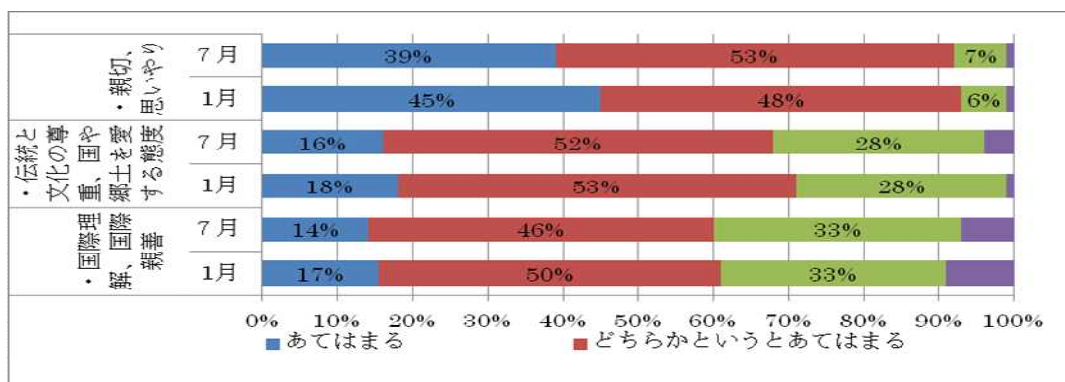
5. 実践事例の実績、実施による効果

「豊かな心」に関する児童と保護者の意識から

① 児童アンケート（7月と1月の比較）



② 保護者アンケート（7月と1月の比較）



7月と1月にアンケートを実施し、意識の変容を基に「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」をはぐくむ授業の学習効果を検証した。小学校段階で外国の方の人権について考えさせるには、人権感覚の基礎となる「親切・思いやり」の心が大切であることを押さえた上で、更に国際理解や国際親善の態度の育成が必要であると考え指導を行った。その結果、全ての項目において1月の数値が7月に比べ、児童と保護者とともに「あてはまる」と回答した割合が高まっており、取組の成果が現れていると推察される。

6. 実践事例についての評価

【成果と課題】

〈成果〉

- ・ 外国で暮らしたことがある方や外国の方を招いて話を聞いたりインタビューをしたり、また外国の文化を調べたりすることにより、外国のことを知り、日本の文化や伝統と比べながら、お互いのよさをたくさん学び、外国の方々や文化を大切にしようとする実践的態度を身に付けることができた。
- ・ 道徳の時間と関連させることで、人権感覚の基礎となる「相手の立場や状況を正しく理解し、思いやりの心をもって接しようとする」心情や態度が育ってきていると評価できる。

〈課題〉

- ・ 保護者に、学校・家庭で育てたい道徳的価値項目のアンケートをしたところ、下のグラフのような結果が得られた。他の項目に比べ、国際理解、国際親善に対する意識や重要度が低いように思われる。今後、外国の方に対する差別や偏見といった切実な課題を保護者にも啓発し、解決に向けての取組を行っていく必要があると感じた。

